

岩手県告示第843号

公の施設に係る指定管理者の指定の手續等に関する条例（平成16年岩手県条例第36号）第3条の規定により、公の施設の指定管理者を次のとおり指定した。

令和3年12月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 管理を行わせる公の施設の名称 岩手県立高田松原津波復興祈念公園
- 2 指定管理者として指定したものの住所及び名称
  - (1) 住所 東京都文京区関口一丁目47番12号
  - (2) 名称 高田松原津波復興祈念公園マネジメント共同体
- 3 指定の期間 令和4年4月1日から令和7年3月31日まで